

# 倉科地区農業集落排水施設の 公共下水道への接続事業説明会

日付：令和7年3月17日（月）

場所：倉科コミュニティセンター

千曲市上下水道課

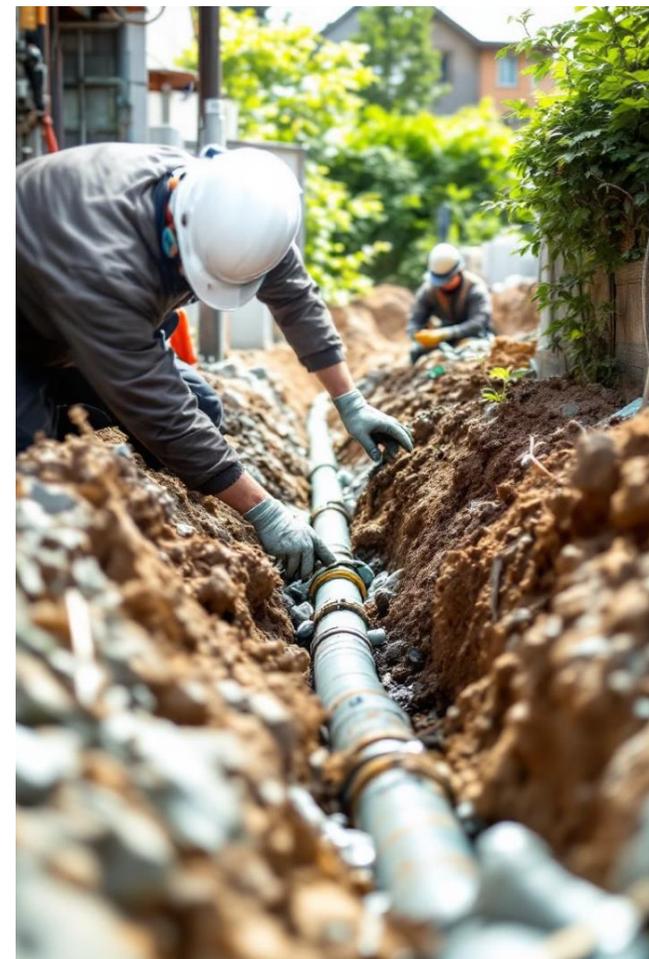
①14時～

②19時30分～



# 説明事項

1. 事業概要
2. 接続に伴い変更になること
3. Q&A



# 1. 事業概要

## (1) はじめに

倉科地区農業集落排水事業は、主にみなさまからの使用料収入で賄われていますが、人口減少に伴う料金収入の減少や物価高騰による維持管理費の増大、老朽化施設の維持費用の増加などから経営状況が悪化しています。

特に、直近3年間の決算状況では、使用料収入が減少する一方、維持管理費が増加し令和5年度では赤字となっている状況です。

今後、単独で事業継続するためには、老朽化した処理施設の更新も必要となり、大幅な料金値上げをしながら事業運営していくこととなります。

将来的に維持管理費を削減し、安心して下水道をご利用いただくため、農業集落排水施設の浄化センターを廃止し、公共下水道に接続していく必要があります。農業集落排水事業を公共下水道に統合することにより、スケールメリットを生かした安定的な経営を目指していきます。

### ■ 農業集落排水とは

農業集落排水は、農村地域の生活排水を効率的に処理する仕組みです。各家庭から排出される污水を集めて、専用の処理施設で浄化し、環境に優しい形で河川に戻す施設です。

倉科地区は、平成6年から供用を開始し、水質保全や生活環境の向上に貢献しています。

### ■ 公共下水道とは

公共下水道は、都市や町の生活排水や雨水を効率的に処理するためのシステムです。各家庭や施設から排出される污水を地下の配管網を通じて集め、処理場で浄化します。

千曲市の公共下水道は千曲川流域下水道に接続され、長野市にあるアクアパル千曲で処理されています。



## (2) なぜ農業集落排水を廃止して公共下水道へ接続するの？

### 現状の課題・背景

人口減少による**利用料金の減収**  
 老朽化した施設の**維持費用の増大**  
 物価高騰による**維持管理費の増大**



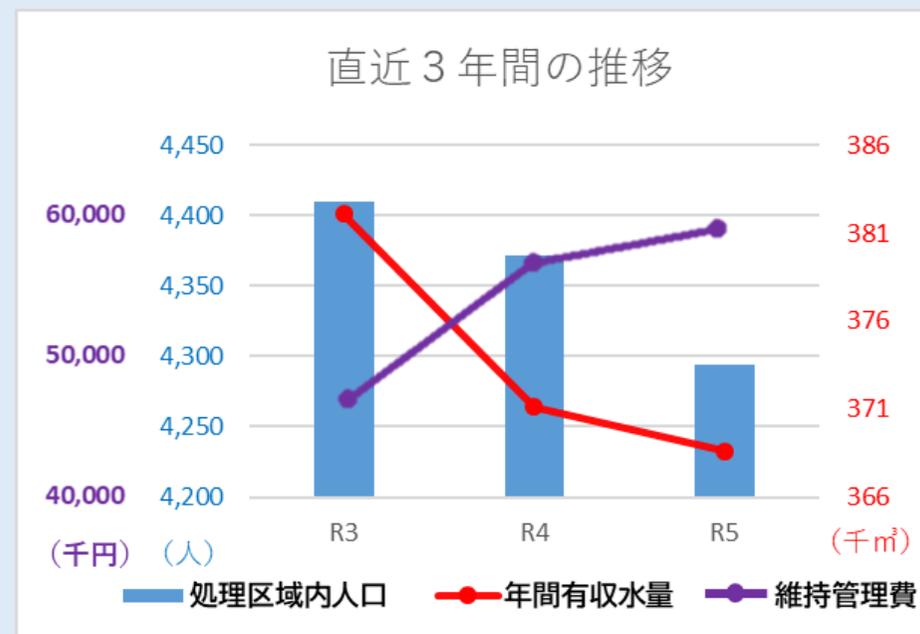
経営状況の悪化 (**赤字**の発生)

経営状況を改善するためには・・・

- ・浄化センターを廃止して公共下水道へ接続
- ・経営の効率化、維持管理コストの削減

**→料金の値上げ抑制**

(農集全体)



# (3) 倉科地区農業集落排水事業の千曲市公共下水道への統合事業

## (3) - 1 施設の老朽化状況

倉科地区処理場施設は、平成6年7月に供用を開始し、30年以上が経過し処理施設（処理水槽、機械電気設備）が老朽化している状況です。特に、各処理水槽の表面被覆に、被覆材の膨れや剥がれが顕著にみられる水槽があり、機械電気設備は耐用年数を超過している機器もあります。今後も汚水処理機能を維持するには、大規模な更新整備が必要となっているほか、近年の人口減少による有収水量の減少により施設の適切な維持管理が困難となってきています。



処理水槽（被覆材の剥がれ）  
（左：原水ポンプ槽 右：流量調整槽）

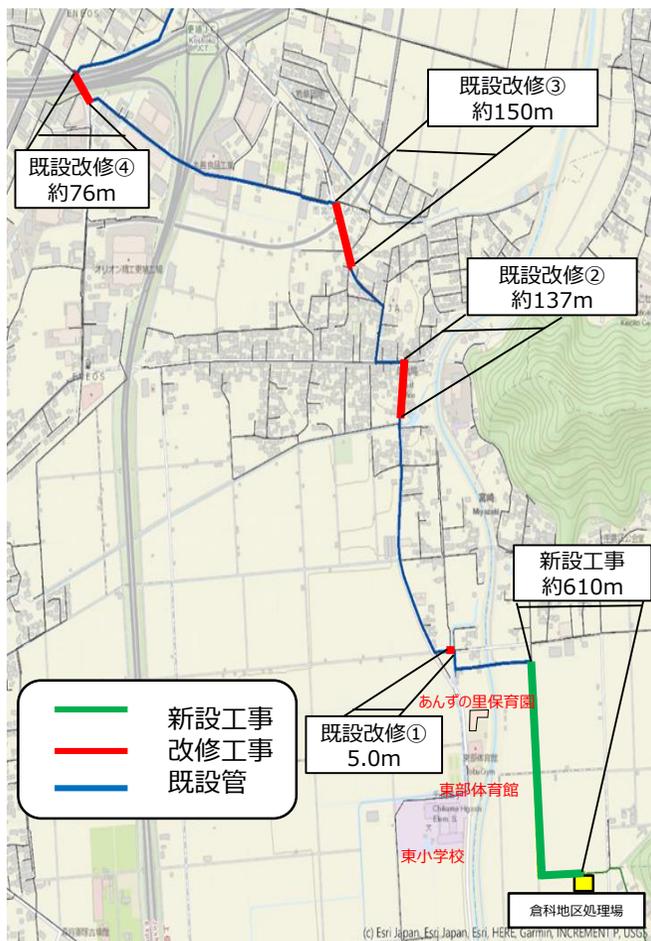


機械設備（耐用年数超過）  
（汚泥引抜ポンプ）

### (3) - 2 接続工事の概要

倉科地区農業集落排水の浄化センターを廃止し、浄化センター流入箇所から最寄りの公共下水道の既設管路へ向けて、接続する管路を新設します。また、接続後の流量に対して能力が不足する既設管の一部を改修し、流下能力を確保します。

#### (工事予定図)



#### (工事概要)

【新設工事】  
工事延長 L=約610m

【既設改修工事】  
工事延長 L=約368m  
 既設改修①工事延長 約5m  
 既設改修②工事延長 約137m  
 既設改修③工事延長 約150m  
 既設改修④工事延長 約76m

現在のところ倉科区内での工事は予定していませんが、工事区間において、一時的な交通規制を実施する予定です。

通勤・通学等、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

#### 工事スケジュール (予定)

工区	工事名	R7						R8				
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
1	新設工事 既設改修工事①				● 契約	→ 工事実施				● 竣工		
2	既設改修工事②			● 契約	→ 工事実施				● 竣工			
3	既設改修工事③			● 契約	→ 工事実施				● 竣工			
4	既設改修工事④				● 契約	→ 工事実施				● 竣工		

※現時点の予定です。変更となる場合があります。

### (3) -3 事業の効果

倉科地区農業集落排水施設を公共下水道へ接続すると、浄化センター（処理場）の更新費用が不要となるほか、処理施設に係る維持管理費の削減が図られる等、大きな事業効果を見込んでいます。

#### 現況施設を継続する場合の更新費用

更新項目	概算更新費用
建物改修工事	約8,000万円
機械設備更新	約2,000万円
電気設備更新	約1,000万円

倉科浄化センターの更新費用約1億1,000万円程度が削減されます。

#### 令和5年度 主な維持管理費

事業名等	内容	事業費
浄化センター保守管理委託	週に1回保守点検	約400万円
浄化センター汚泥引抜業務	汚泥引抜運搬処分	約400万円
処理場電気代	支払い電気料金	約500万円

年間1,300万円程度維持管理費が削減されます。

#### 倉科地区農業集落排水処理施設の跡地利用予定

倉科地区農業集落排水処理施設は、下水道関連の備品・資材倉庫等として使用する予定で、検討をしています。

## 2. 接続に伴い変更になること

### (1) 加入金から受益者負担金制度へ

変更前：地区ごとに一定金額の加入金



変更後：土地の面積に応じた受益者負担金（700円/m<sup>2</sup>）

### (2) 下水道本管の延伸及び公共柵の設置費用

変更前：自己負担で設置



変更後：公費で設置

### (3) 農地・雑種地の負担金について

統合後も農地のままなら賦課猶予。農地転用すると負担発生。  
統合前に雑種地だった場合は徴収猶予。

※次ページ以降に詳しい説明があります。

# (1) 加入金から受益者負担金制度へ

今までは新たに倉科地区農業集落排水に接続された方は、一律389,412円の『加入金（分担金）』を納入していただきましたが、公共下水道への接続に伴い『下水道事業受益者負担金』（以下、負担金）を納入していただきます。（加入金のお支払いは不要となります）

## (1) -1 受益者負担金制度とは？

下水道受益者負担金制度は、都市計画法の規定により下水道が使えるようになった土地の所有者に対して、土地の面積に応じて整備費用の一部を負担していただくものです。

負担金の対象となる土地は、下水道整備区域（公共下水道供用開始の告示にある区域）内のすべての土地で、駐車場や資材置き場などすぐに下水道を使用しない土地であっても賦課の対象になります。

これは、下水道の整備により土地の利用価値が高くなることに着目して、負担金の賦課を行うためです。

**この負担金は対象の土地に対し、一度だけ負担していただくものです。**

受益者とは、原則土地所有者です。地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時利用のために設定されたものを除く。）の目的となっている土地については、当事者同士で協議して受益者を決めていただくこととなります。

## (1) -2 負担金の額

### 負担金の額

土地の総面積に土地1㎡あたりの単価（**1㎡=700円**）を乗じて算出します。

受益者負担金（円） = 土地面積×**700円**

（例）330㎡（約100坪）の土地にかかる負担金の額  
**330㎡×700円 = 231,000円**

※土地の面積は、不動産登記法に規定する登記簿の地積によります。



農業集落排水を使用している土地は、  
**加入金（分担金）を納付済み = 負担金納付済み**

## (1) -3 負担金の納付方法と前納報奨金

### 納付方法

負担金の納付方法には、「分割納付」と「一括納付」があります。

#### 分割納付

・・・20回の分割払いです。  
5年に分割しさらに1年を4回に分けて、20回で納めます。

#### 一括納付

・・・前納するとお得です。  
受益者負担金は、前納することができます。  
納期前に納付した納期数に応じて、「前納報奨金」が交付されます。

### 前納報奨金

受益者が納期到来前の負担金納付額を一括納付した際に、報奨金交付基準に基づき算出した額を前納報奨金として負担金の早期納付を目的に交付しています。

(5年分一括払いの場合 11%、1年払いは3%の割引)

## (2) 下水道本管の延伸及び公共柵の設置費用

### 農業集落排水事業の場合（現在の状況）

- ・公共柵の設置費用は、**個人負担**です。（概ね50万～80万円程度）
- ・周辺に下水道の本管が埋設されていない場合、**本管の延伸にかかる費用も個人(接続する人)負担**です。



### 公共下水道へ事業統合した場合

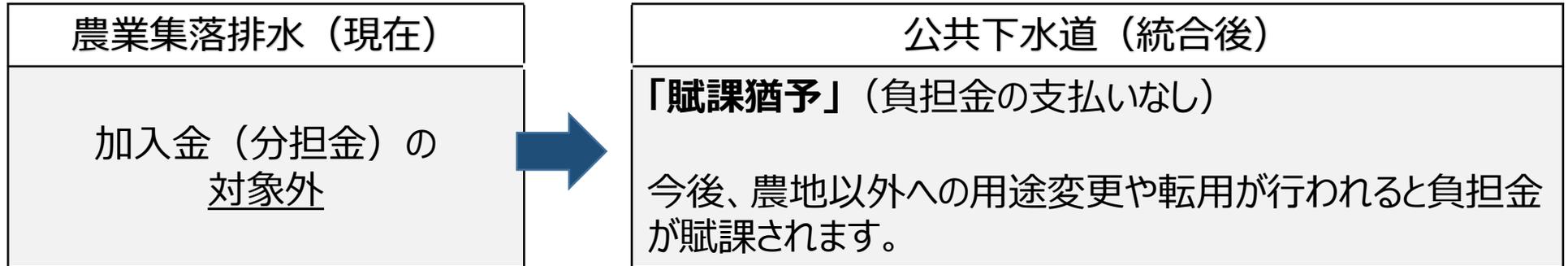
- ・公共柵の設置費用は、ひとつの敷地について1ヶ所までは、**公費（市）の負担**で設置します。同一敷地内に**複数の公共柵を設置する場合**、原則として、**2ヶ所目から個人の負担**となります。
- ・下水道本管の延伸費用も、宅地開発事業等一部のケースを除き、**公費（市）の負担**で整備します。

**公共柵**とは、  
各家庭の排水設備と下水道管本管と  
を結ぶものです。  
公共柵までが市の管理施設となります。



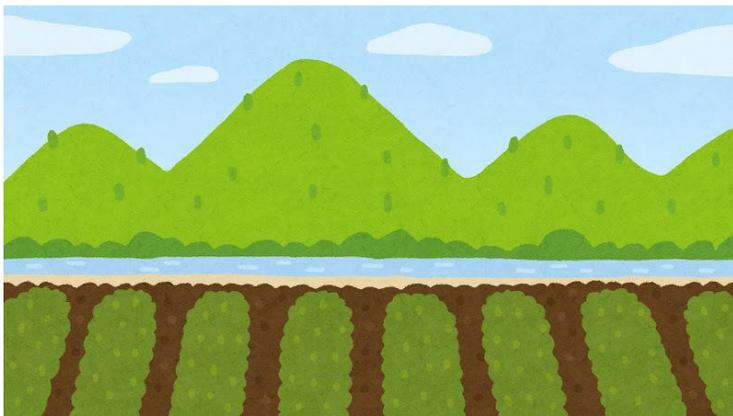
## (3) 農地・雑種地の負担金

### (3) -1 農地の負担金 (登記地目も現況も農地の場合)

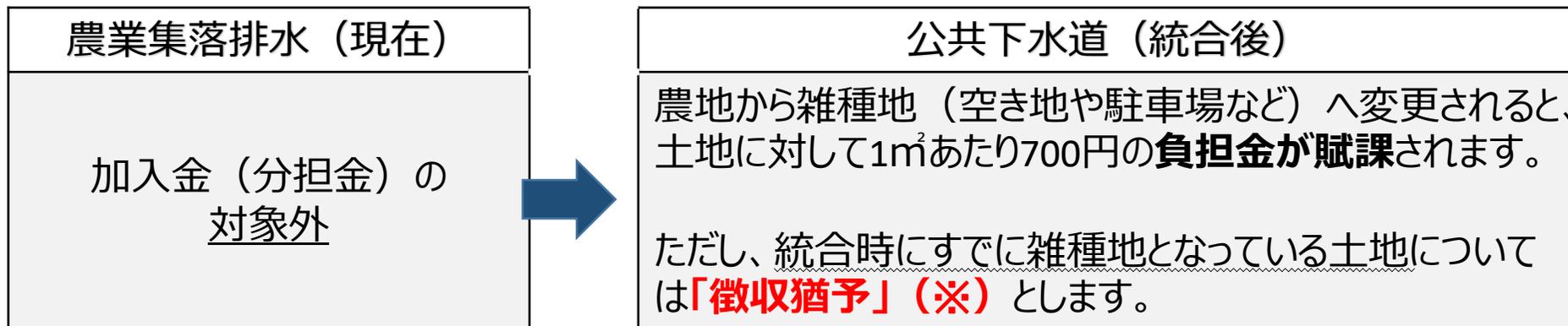


公共下水道区域で賦課される受益者負担金は、土地の利用状況や地目などに関係なく、すべての土地が対象です。

ただし、千曲市下水道事業受益者負担に関する条例により農地は賦課対象区域から除外されているため賦課を猶予しています。(賦課猶予)



### (3) -2 雑種地の負担金



農業集落排水区域内にある雑種地は基本的に賦課対象外ですが、公共下水道統合後は公共下水道区域に入るため、一律で賦課されます。ただし、今回の統合は行政の決定によるもので、住民の皆様のご負担が大きくなるよう配慮し、徴収を猶予する措置を取ります。

新たに下水道へ接続する場合や、地目が宅地へ変更となった場合は、徴収猶予が取り消され納入（一括納入）の対象となります。

猶予期間中は賦課時に設定された納期限自体は変更されないため、納期到来分については、前納報奨金が適用されません。

#### ※《おねがい》

徴収猶予には申請が必要です。

該当者には市から申請書を送付しますので、ご提出をお願いいたします。





# 住民のみなさまの疑問に答えます（Q&A）①

## 統合時期はいつですか？

令和8年4月1日を予定しています。

## 使用料金は値上げされないの？

既に公共下水道と同じ料金体系のため上がりません。ただし、将来的に物価変動で改定により値上げになることはあります。

## 工事中の水の使用への影響は？

下水道本管工事は、仮設排水管を布設する等、下水道の利用に影響のないように施工いたします。利用者のみなさまへの使用上の影響はありません。

## 公共下水道事業の経営状況は？

公共下水道事業は安定経営を行っています。ただし、農業集落排水事業単独では当年度純利益が赤字となっています。（令和5年度決算）

## 個人（住宅）の改修工事は必要なの？

公共下水道への接続に伴い、各家庭で新たに工事が必要となることはありません。

## 住宅新築を考えています。

住宅の新築をお考えの方は、上下水道課までご相談ください。



## 住民のみなさまの疑問に答えます (Q&A) ②

### 受益者負担金は下水道に接続する前からかかるのですか？

受益者負担金は、下水道の利用が可能な状況になった土地にご負担をお願いするものです。接続していなくても対象になることがあります。

### 負担金は毎年かかるの？

受益者負担金の賦課は、対象土地に対して一度だけです。ただし、分割納入される方は、5年間にわたり納めていただきます。（一括納入を選択できます）

### 農地を宅地に転用するとどうなるの？

農地を宅地に転用すると受益者負担金が発生します。（転用された翌年度に賦課対象になります。）

### 受益者負担金は、なぜ土地が対象となるのですか？

下水道が整備されると生活環境が良くなるだけでなく、その土地が便利に使えるようになるため、利用価値が上がると考えられています。この価値の増大は、巨額の事業費を投入することで生まれるため、お金の換算できるものと考えられます。つまり、下水道の整備による受益とは、「土地の価値が上がること」であり、その影響は土地の広さに比例するという考え方から土地を対象としています。

ご不明な点がございましたら下記お問合せ先までご連絡ください

## 千曲市建設部上下水道課

お問合せ先（土日祝日を除く平日の8：30～17：15）

電話番号 026-273-1111

内線番号 工事担当：3242

受益者負担金担当：3232

使用料担当：3234または

上下水道料金等お客様センター 026-272-7556

E-mail [jogesui@city.chikuma.lg.jp](mailto:jogesui@city.chikuma.lg.jp)